

国民主権を『空洞化』する政党公費助成金制度

立正大学名誉教授

金子 勝

日本国憲法のもとでは、政治は「国民主権」を源泉とします。それ故に、いかなる政治問題も国民主権（後述コラム参照）に基づいて解決されなければなりません。

では政党公費助成制度は国民主権のもとで正当性を持つものなのでしょうか。まず「政党助成法」の概要から見ていきましょう。

◆…「政党助成法」の概要…◆

《政党助成金を受けることができる資格》

- ① 衆議院議員または参議院議員を五人以上有する政治団体
- ② 衆議院議員または参議院議員を一人以上四人まで有して、しかも補欠選挙を除く直近の四つの国政選挙のうち、どれか一つで得票総数が有効投票数の百分の二（二％）以上を獲得した政治団体

このどちらかの条件を満たしている場合に、交付と使途に条件と制限がつかない政党交付金を交付するとしています。

（政党助成法 第二条・第四条）

《政党交付金の交付方法について》

その年の総額（直近の「国勢調査」の結果による人口に二百五十円を乗じた額）を議員数割Ⅱ議員数に応じて配分（総額の二分の一）、得票数割Ⅱ得票数に応じて配分（総額の二分の一）。その合計額を有資格政党に交付するとしています。

（第三条・第七条第二項）

◆…政党活動の自由とは…◆

国民主権のもとでは、政党は基本的には主権者国民が国民主権を実現しようとして、つまり自己の世界観に基づく理想の政治を実現しようとして、また、その理想の政権・国家・社会を樹立しようとして、他の主権者国民と共に結成する組織（団体）です。

し、運営し、解散すること、あるいは政党に加入することや、政党の活動に従事することなどは、主権者国民の基本的人権（政治的人権）なのです。日本国憲法はこのことを「結社の自由」（第二十一条）として保障しています。

国家は政党を国家機関の一つ、またはその下請け機関としたり、政党の存在や活動を禁止したり、制限してはいけません。また国家は、政党の内の事項（党役員の選任、党規則の制定、党の意思決定方法など）に干渉することは許されません。つまり国家は「政党の自由」を保障しなければならぬということです。

「政党の自由」には政党を結成する自由、結成しない自由、政党に加入する自由、加入しない自由、離党の自由、政党を解散する自由、自主活動の自由（以上「結社の自由」が保障）

他の政党との平等的取り扱い（憲法第十四条の「法の下の平等」が保障）、議員、選挙人の資格の他の政党との平等的取り扱い（憲法第四十四条が保障）、政党の「表現の自由」（憲法第二十一条）、「学問の自由」（憲法第二十三条）などが含まれます。

◆…政党公費助成の問題点は…◆

【一】

政党に政党交付金が交付されるようになると、政党の存立と活動は交付金に依存するようになり、その額が多ければ多いほどそれが顕著になります。このことは、交付金の額の増減措置、交付金の廃止措置を操作することによって、国家Ⅱ時の政権が、政党の生殺与奪権を握ることを可能にします。

【二】

そうなると政党は交付金を失うことを恐れて、その政権の追従者となり、主権者国

民と共にその政権（党）の反憲法的、反民主的政治と闘うことを放棄するようになってしまふことが予想されます。従って政党への交付金の交付は、政党と国民主権及び民主主義をむしろ危険な「麻薬」であると考えられます。

【三】

政党への交付金の交付は、一般活動費であれ選挙費用であれ、主権者国民から政党を遊離させることとなります。また政党にとって最も大切な国家からの自由な存在という立場を侵すことになる根源ですから、その実施は国民主権を空洞化させることになってしまいます。

【四】

政党に交付される交付金は国民の税金です。自分の税金が自分の支持しない政党に行くことを拒否する人にとっては、政党への交付金の交付は「強制献金」となります。それ故、各人の「思想・良心の自由」（憲法第十九条）や「結社の自由」を侵害することになります。

◆：民主主義損なう交付金：◆

【五】

小政党が交付金を受け取ることができない問題について、「政党の自由」が確保されるためには、国家の政党に対する取り扱いの「平等」が不可欠となります。

① 「政党の平等」（憲法第十四条）は、

国家が政党の結成・運営・活動などに干渉できないようにするため「機会の平等」（「画一の平等」）でなければなりません。

② 党の大小、与党か野党か、保守か革新か、資本主義志向政党か社会主義志向政党かなどを基準にして、国家が政党を差別することは、「政党の自由」と「政党の平等」の侵害となります。

③ 従って、一定以上の数の議員や得票率を持つ政党にのみ交付金を交付することは、「政党の平等」と「政党の自由」に違反し、許されないと考えます。

④ さらに一般活動費や選挙費を議員数

や得票率の高い政党に多く交付するのと同様です。

⑤ 政党の評価は国家の権限でなく、主権者国民の固有の権利です。

【六】

政党はその命である国家からの自己の自由を確保するために、党員の収める党費、機関紙などの事業収入、主権者国民の個人的な寄付によって運営されるべきであり、政党が交付金の交付を受けることは、政党自身と国民主権の墮落です。

【七】

主権者国民からでなく、国家からお金をもらうようになった時、政党は国民から離れていき、国民は政党を統制できなくなります。また、国民は政党を媒介にして国家（当該政権）を統制できなくなります。そうなれば国民主権は空洞化してしまいます。

◆◆国民主権の原理

「国民主権」とは、国家の「主権」（最高の統治権力＝国家権力）を保有し、行使する正統性を持つ者（主権者）は、国民の集団であるということことです。

主権者国民の一人ひとりには、主権の「割符」を持つています。この「割符」を持つ人は選挙権と被選挙権を持ち、国家の意思の決定と執行に参与することができます。国家の行う政治の最終決定権は、国民が持っています。

国家や自治体の決定は、「仮の決定」であり、国民はそれに反対なら「NO」といわねばなりません。言わなければ「仮の決定」が正式の決定になります（主権者の「NO」を無視する議員、大臣、首長は、次の選挙で必ず落とす）。議会があることと国民投票があることは矛盾しません。国家の政治の最終決定権を持つのは主権者国民だからです。

国民主権が成立すると、民主主義が生まれまします。民主主義とは国家と社会のあらゆる分野で民衆尊重主義が貫かれることです。民主主義のみが、民衆を大切にする立場（主義）です。



この資料は二〇一八年の学習会講師金子勝先生の内容をまとめた婦民新聞二〇一八年十一月三十日付の記事をもとに作成いたしました。